

## 山ノ内町田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

### (目的)

第1条 この規則は、山ノ内町田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例（平成29年山ノ内町条例第 号。以下「条例」という。）第10条の規定により、山ノ内町田舎暮らし体験住宅（以下「体験住宅」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (使用の承認申請)

第2条 体験住宅の使用を希望する者（以下「申請者」という。）は、山ノ内町田舎暮らし体験住宅使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、申請者の住所を確認できる書類の写しを添えて、使用を開始する日の10日前までに、町長に提出しなければならない。ただし、未成年者のみの申請書は、受け付けないものとする。

### (使用の承認)

第3条 町長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、申請者に対し、山ノ内町田舎暮らし体験住宅使用承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の承認に際し、管理上必要な条件を付することができる。

3 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、申請者に対し、山ノ内町田舎暮らし体験住宅使用不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(1) その使用が公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設及び器具（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、体験住宅の管理上支障があると認められるとき。

### (使用料の還付)

第4条 条例第7条第4項ただし書の規定により使用料を還付する場合及び還付割合は、次の各号に定めるところによる。

(1) 天災事変、体験住宅の使用者（以下「使用者」という。）又は親族の疾病、その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなった場合 既に納付した使用料から使用済期間分の使用料を差し引いた差額の100分の100

(2) その他やむを得ない事由により、町長が特に必要と認めた場合は、その都度還付割合を決定する。

### (使用者の遵守事項)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守や就寝時に施錠するなど善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (2) 火気の取扱いに注意し、水道の凍結防止や節水に努めること。
- (3) 備品、じゅう器類等は、適切に取り扱うこと。
- (4) 体験住宅周りの除草や除雪を必要に応じて行い、住環境の整備をすること。
- (5) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (6) 食品・施設等の衛生管理を使用者の責任において行い、清潔に保つこと。
- (7) 使用期間が満了したときは、直ちに町長に体験住宅の鍵を返却すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長の指示に従うこと。

(禁止行為)

第6条 使用者は、体験住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがある行為を行うこと。
- (2) 興業を行うこと。
- (3) 展示会その他これに類する催しを開催すること。
- (4) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- (6) 騒音や悪臭など、近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) 体験住宅の全部又は一部を転貸し、又はその権利を譲渡すること。
- (8) 体験住宅内及び敷地内で動物を飼育すること。ただし、身体障害者補助犬等で町長の承諾を得た場合を除くものとする。
- (9) 体験住宅内で喫煙をすること。
- (10) 体験住宅の敷地内の土地の形質変更及び工作物を設置すること。
- (11) 壁へのくぎ打ちなど体験住宅の改造は、行わないこと。
- (12) 体験住宅の鍵以外の鍵を設置し、又は鍵の複製物を作成すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、体験住宅の使用にふさわしくない行為をすること。

(使用承認の取消等)

第7条 町長は、使用者が次の各号に掲げる事項に違反した場合は、使用の承認を取消し又は使用を中止させ、使用者に対し、山ノ内町田舎暮らし体験住宅使用承認取消等通知書（様式第4号）により通知するものとする。

- (1) 条例及び本規則の規定に違反したとき。
- (2) 使用の申請に偽りのあったとき。
- (3) 体験住宅の管理上、特に必要があると認められるとき。

2 前項の規定により、使用の承認を取消し又は使用を中止させた場合において、使用者に損害が生じても、町長はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務等)

第8条 使用者は、前条の規定により使用の承認が取り消され又は使用を中止させられたときは、使用した体験住宅を速やかに原状に復し、搬入した物品等を撤去しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者は、体験住宅の建物、設備、備品等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに町長に対し、山ノ内町田舎暮らし体験住宅破損（汚損・滅失）届（様式第5号）を提出しなければならない。

（終了報告）

第9条 使用者は、使用終了時に、山ノ内町田舎暮らし体験住宅使用終了報告書（様式第6号）を町長に提出し、町長が指定する者の検査を受けなければならない。

（立入り）

第10条 町長は、体験住宅の防火、構造の保全、その他体験住宅の管理上特に必要があるときは、使用者の許可なく体験住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項に規定する立入りを拒むことができない。

（事故免責）

第11条 体験住宅が通常有すべき安全性を欠いていた場合を除き、体験住宅内又はその周辺で発生した事故に対して、町長はその責任を負わないものとする。

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか、体験住宅の管理及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年11月1日から施行する。